

平成21年度大津市事務事業評価（二次評価）事業仕分け結果

班 別	第2班	時 間	15:20~15:42
事 業 番 号	15	所管部課名	福祉子ども部 生活福祉課
事 業 名	生活保護施行事務事業（市単独事業分）		
事業仕分け結果	（1）不要		
内 訳	（1）不要	5名	
	（2）国及び県実施	—	
	（3）市実施 現行通り	—	
	（4）市実施 内容・規模見直し	—	
	（5）市実施 民間委託	—	
	（6）民営化（NPO、地域団体含む）	—	
<p>【事業仕分け判定に係る意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護制度により憲法25条に基づく最低生活の保障が守られていることから、自治体独自に保護受給世帯への上乗せ支給制度を作ることが問題である。</li> <li>このことは同様の事業を実施している他の自治体も問題にすべき。</li> </ul>			

事業仕分け発言要旨	
コーディネーター・評価者	事業説明者・補助者
	・事業概要説明（省略）
・今回対象の事業廃止は全て決定しているのか。	・決定済み。今回廃止についてご意見をいただきたい。
・大津市の生活保護費の総額は。	・平成21年度当初予算で約48億円である。うち半分が医療扶助である。
・平成19年度決算額も48億である。予算は足りるのか。	・今年度当初予算では、現在の社会情勢から見ると全く足りない。
・こうした独自制度を作るときに、なぜ上乗せ支給をすることを決定したのか。またそれを廃止する根拠は。単身世帯の支給基準を補完する目的で市独自で実施してきた制度を廃止する理由を示されたい。説明責任を明確にすべきである。	・平成16年度からは保護費が据え置かれていることから、保護世帯と一般低所得者世帯の逆転現象が生じてきた。この解消のため各自治体でも独自制度の見直しが必要とされた。これに習い大津市でも制度の見直しを実施した。
・大津市のように保護費の基準が高い地域でこのように上乗せをすることが問題であるということを知りたい。	—
・大津市の単身世帯の生活扶助、住宅扶助を示してください。	・単身高齢者（70歳以上）の生活費は72,600円、

さい。	60歳代が75,960円、50歳代が77,940円。若ければこの基準が上がるし幼児であればもう少し下がる。住宅扶助は単身であれば41,000円である。
(コーディネーター) ・制度を廃止する際の説明責任を明確にすべきであるという意見が大勢である。	—